分析・測定業務 〈アスベスト測定〉

平成17年7月より「石綿障害予防規則(石綿則)」が施行されました。平成20年2月に厚生労働省より通知(基安化発第0206003号、0206004号)がだされ、石綿則の規制対象として、従来のクリンタイル、アモサイト、クロシドライトに加えトレモライト、アクチノライト、アンソフィラトが明示され、アスベストの有無はこれら全ての種類の石綿を0.1%超えて含有するか否かを判定することとなりました。

弊社では現場でのサンプリング計画の立案から、試料採取、分析、結果報告 までの一連の調査業務を迅速に対応します。

試料採取

事前お打合せ、現地調査により、 厚生労働省通達に基づいた試料採 取を安全に実施します。

アスベスト分析



試料採取

厚生労働省通達「平成18年8月基安化発第0821002号」 に基づきJIS A1481(H18/3)により分析します。分散染色 法とX線分析法の併用により精度高い分析を行います。







